

シンガポールスタートアップエコシステム連携事業実施委託業務 企画提案募集に係る質問書に対する回答

以下の通り質問がありましたので、回答いたします。

質問 1

事務局設置にあたり、今回弊グループとして当案件獲得した場合に業務受託事業者名として弊グループ監査法人名ないし弊社名をプログラム公式ページ及び関連ページに記載するのは必須でしょうか？監査法人およびそのグループとしては独立性上の観点から法人名が記載できない可能性があり、その確認です。

(回答)

事務局設置にあたり、業務受託事業者名を対外的に明示することは必須ではございません。ただし、事務局への問合せ対応等の事務局機能の提供は、受託事業者が行う業務内容に含まれますので、こうした業務運営に支障が生じないように対応してください。

質問 2

同時に、事務局の問い合わせ先としても、貴庁と協議の上、本プログラムの事務局ドメインを取得し、問い合わせ先として設定することを考えております。問題ないでしょうか。(受託した弊グループ法人名は外部に出さない)

(回答)

本プログラムの事務局ドメインを取得し、問い合わせ先として設定することは問題ありません。ただし、受託事業者が問合せに回答できるようにしてください。